

平成28年度歯科診療情報の 標準化に関する実証事業の概要

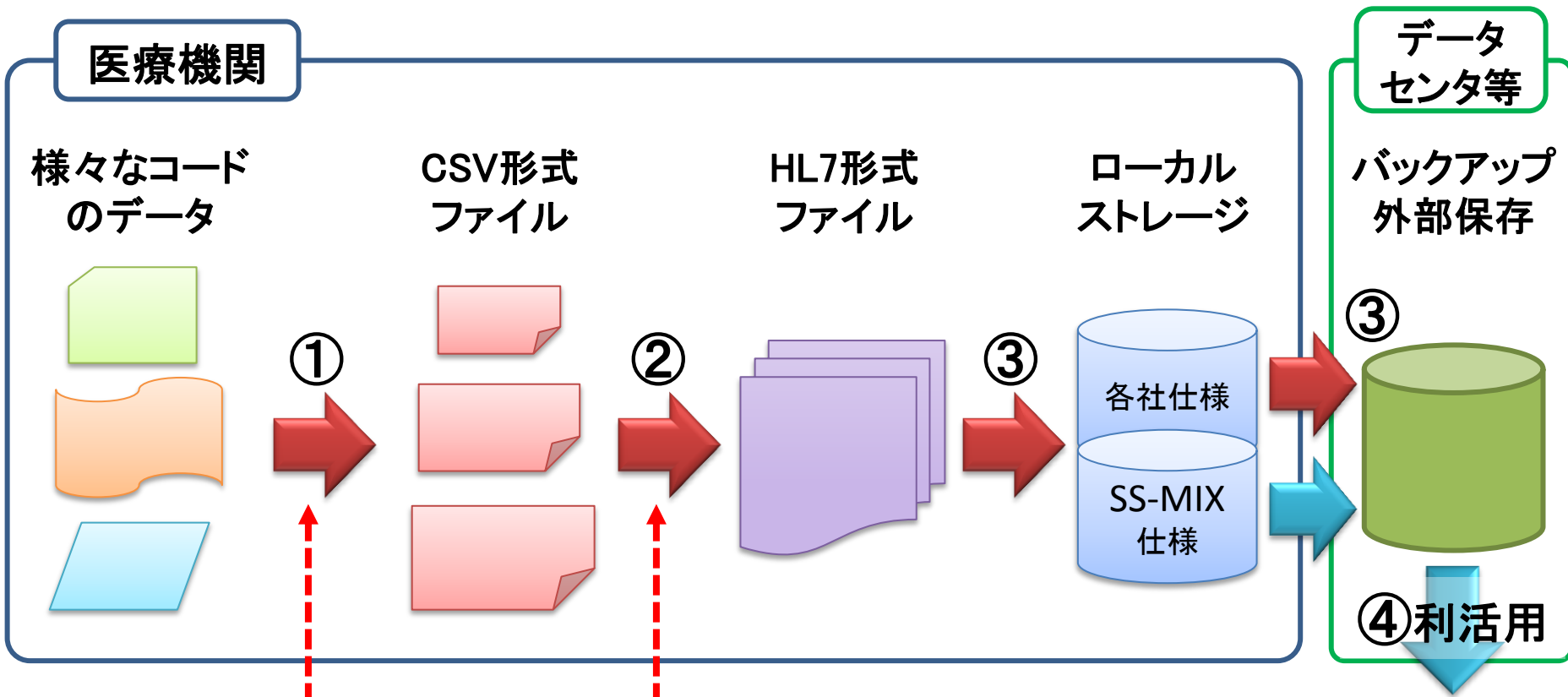
歯科診療情報の標準化に関する検討会（第10回）

日時：平成28年12月13日（火）15:00

場所：厚生労働省（中央合同庁舎第5号館）

公益社団法人 日本歯科医師会

実証事業全体像



【出カプログラム】
「口腔診査情報コード仕様」を基にデータを変換する。出力はCSVファイル、統一コード。

【コンバータ】
「CSV形式ファイル」を「HL7形式ファイル」に変換する。SS-MIXに対応可能。

【④データの利活用(⑤課題)】

- ・身元確認・検索
- ・医療情報データベース
- ・医療連携等のネットワーク活用
- ・医療情報の一元化

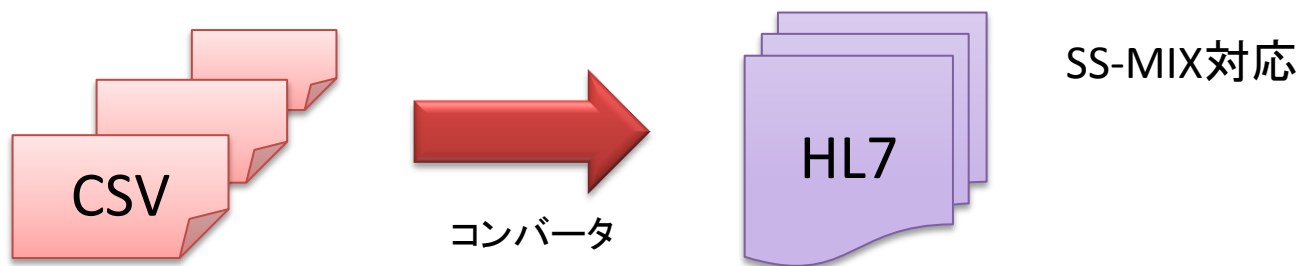
①ベンダー各社の情報統一化

- 「口腔診査情報コード仕様」を策定する(標準規格取得を目指す)。
- 「口腔診査情報コード仕様」に基づき、電子カルテ等の歯科情報を変換するプログラムを開発する(各社毎に異なる出力プログラム)。
- 出力されるデータは統一されたコードを有するCSV形式のファイルとする。



②CSVファイルの変換

- 「CSV形式データからHL7への変換仕様」を策定する。
- 変換仕様に基づきCSVファイルをHL7形式ファイルに変換するコンバータを作成する。
- コンバータは代表者が作成し、共有する。
- HL7に変更が生じてもコンバータを更新することにより対応が可能となる。



③ 歯科情報の保存

- HL7形式のファイルをSS-MIXのフォルダ構造に準じてローカルストレージ(医療機関内HD等)に保存する。
- 保存されたデータは既存のアプリケーションにて閲覧が可能である(画像化には新たなアプリケーションの開発が必要)。
- バックアップのみを目的とした歯科医療機関外への保存は可能である。



④ 歯科情報の利活用

- 身元確認

身元不明者の歯科情報と歯科医療機関が有する歯科情報の照合を効果的かつ迅速に行う(生前・死後情報の標準化)。

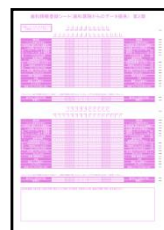
- 医療情報データベース

疾患の原因究明・治療法の開発、創薬、医療機器開発等に資するデータの蓄積。
(匿名化情報の活用)



④ 歯科情報の利活用

- 医療連携等のネットワーク活用
地域や全国の健康・医療・介護情報ネットワークを通じ、歯科情報を医療従事者間で安全に共有する。
- 医療情報の一元化
医療機関等の施設や、個々人に分散したデータを、一人ひとりを軸に、健康なときから疾病・介護段階までを生涯にわたって統合する。

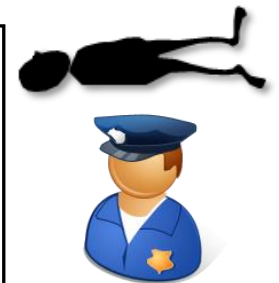
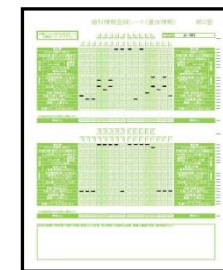
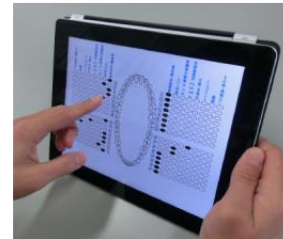


⑤課題

歯科情報による身元確認(現在)

【関係法令】

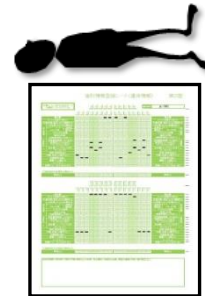
- 個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)
- 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(死因・身元調査法)



歯科情報による身元確認

現状（医療機関毎の対応）

- 個々の歯科医療機関のHD等に歯科情報が保存されている。
- 警察からの身元確認の要請に対し、歯科医療機関が個別に対応する。
- 歯科情報はバックアップのみを目的として外部保存が可能だが、保存先での目的外利用は不可能である。



歯科情報による身元確認

歯科情報を医療機関内に保存している場合（現在）

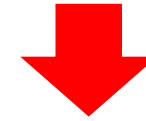
身元確認

身元・行方不明者の住居地特定
（受診している歯科医療機関の抽出）

	住居地特定可能	不可能
身元不明者 少数	可能	困難
多数	ほぼ可能	著しく困難



該当地域の歯科医療機関に協力を要請し、身元検索を行う。

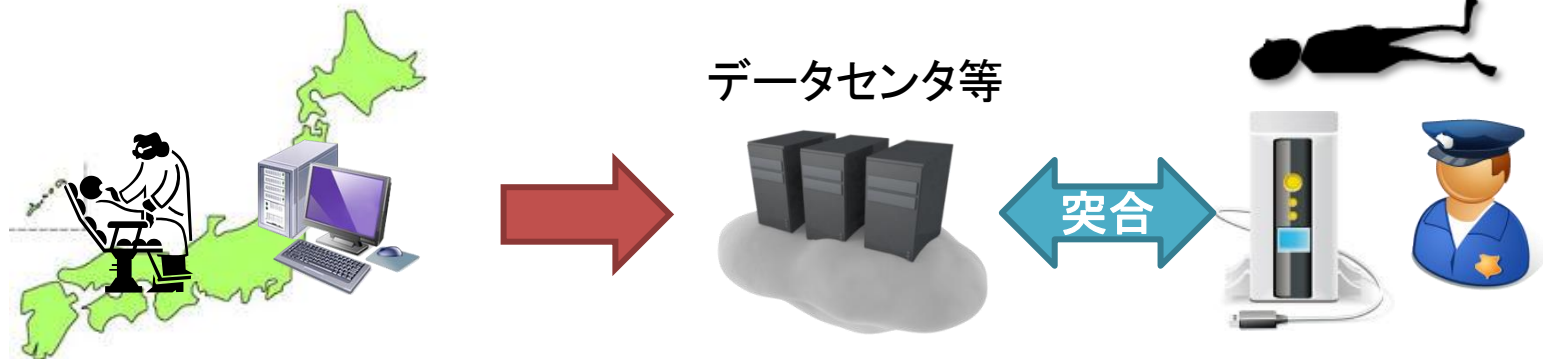


生前情報の所在が特定できない場合、身元不明者の検索は困難となる。

歯科情報による身元確認

歯科情報の所在が不明なケースに対応する場合

- 全国の歯科医療機関の歯科情報をデータセンタ等に集約する必要がある(データベース構築)。
- データの保存先は都道府県単位もしくは国が想定される。
- データの保存・身元検索への使用に関し、法的な整備が必要である。



⑤課題

歯科情報の利活用

- 個人情報保護に関する法律
- 国民や医療従事者の理解や協力
- 情報の帰属先や流通経路
- 同意取得や匿名化等のデータ処理
- システム構築・運用のコスト
- ICT活用のためのガバナンスの確立

